

「横浜美術館コレクション・フレンズ 2016」規約 (2015 年 12 月 1 日制定)

第 1 条 趣旨

この規約は、横浜美術館の作品保存・展示の資金支援プログラム「横浜美術館コレクション・フレンズ 2016」(以下、フレンズ)への運営および参加に関する、必要事項を定めるものです。

第 2 条 管理運営者

フレンズの管理運営は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館(以下、横浜美術館)が行います。

第 3 条 フレンズの目的

横浜美術館所蔵作品(以下、所蔵作品)の「保存」と「展示」のため、広く市民から資金支援を募ります。それにより所蔵作品、ひいては横浜美術館に親近感をもていただくことを目的とします。フレンズの参加費は、所蔵作品の修復や備品購入等に活用するとともに、横浜美術館コレクション展の準備・開催費用に充当します。

第 4 条 参加者の募集

フレンズの募集は、横浜美術館ウェブサイトや広報媒体等にその募集要項を公開します。

第 5 条 募集条件

募集の対象者は 16 歳以上とします。ただし、未成年者は酒類を提供するイベントをはじめ、未成年者参加不可のイベントには参加できません。

第 6 条 募集期間

第 4 条により横浜美術館が募集要項を公開した日から、2016 年 11 月 30 日までとします。

第 7 条 支援対象期間

2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までとします。

第 8 条 参加費について

一口 10,000 円(消費税対象外)とします。複数口参加も可能とします。但し、複数口参加の場合の特典は第 13 条で定める通りとします。

第 9 条 参加申込方法

参加希望者は、横浜美術館ウェブサイト上の申込フォーム、または横浜美術館が指定した申込用紙に必要事項を記入のうえ、送信または郵送します。その後、横浜美術館が送付する郵便振替用紙に必要事項を記入し、参加費を送金します。横浜美術館が着金を確認した段階で、参加申込受付完了となります。

第 10 条 フレンズカードの発行

参加者には参加申込完了の 1 週間後を目処に、参加者 1 名につき 1 枚のフレンズカードを発行します。フレンズ参加者特典を利用する時には必ず提示するものとし、提示の無い場合には特典の提供を受けられません。

第 11 条 フレンズカードの貸与について

フレンズカードの利用は参加者本人に限り、いかなる場合も貸与・譲渡はできないものとします。

第 12 条 フレンズカードの紛失および再発行について

フレンズカードを紛失した場合は、横浜美術館へその旨を申請し、再発行を受けるものとします。その時点で、旧フレンズカードは使用不可となります。

第 13 条 参加者特典について

参加者特典 ご支援期間中に以下の特典を提供します。

- ①横浜美術館内および横浜美術館ウェブサイトへのお名前を掲出。(希望者のみ)
- ②申込み 1 名につきフレンズカードを 1 枚発行。(本人のみ使用可。裏面に会員番号と参加口数記載。)
- ③フレンズカードの提示で、横浜美術館コレクション展に何度でも入場可。(参加口数と同等の人数で利用可。例：二口参加→毎回 2 名様入場可)
- ④横浜美術館の各企画展招待券を進呈。(各展、参加口数と同等の枚数を進呈。例：二口参加→各展 2 枚ずつ進呈)
- ⑤横浜美術館コレクション展の会期ごとにコレクション・フレンズ参加者を対象とした特別イベント「コレクション・フレンズ・ギャラリートーク(学芸員の解説付き鑑賞会)」へ招待。
(参加口数と同等の人数で参加可。各回定員制。要事前申込み。)
- ⑥ご支援期間中に 2 回(前期 1 回、後期 1 回)「コレクション・フレンズ レクチャー & 交流会」へ招待。
(同伴 2 名様まで参加可。各回定員制。要事前申込み。)
- ⑦フレンズカードの提示で、ミュージアム・カフェ「Café 小倉山」のメニューを 10%割引で提供。

三口以上の参加者には上記と併せて下記の特典も提供

- ⑧横浜美術館の各企画展オープニング内覧会へ招待(本人のみ)
- ⑨横浜美術館の各企画展カタログを 1 冊進呈

第 14 条 参加者特典提供期間について

2016 年 4 月 1 日以前に申込受付が完了した場合の特典利用期間は、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までとなります。また、2016 年 4 月 1 日以降に申込受付が完了した場合の特典利用期間は、申込受付完了日から 2017 年 3 月 31 日までとなります。

第 15 条 著作権

フレンズの運営や特典で発生する著作権などの一切の権利は、横浜美術館に帰属します。

第 16 条 禁止事項

次の各号に該当する参加者の行為を禁止します。また、本条に抵触する行為が認められた場合、横浜美術館は当該参加者を強制退会させることができます。

- ①法令等に違反し、参加者特典を利用する行為。
- ②個人の活動、企業の宣伝、製品の販促および営業を目的として参加者特典を利用する行為。
- ③フレンズカードの譲渡、貸与および転用。
- ④美術作品や美術館建物、什器備品を故意に破損する行為。
- ⑤その他、横浜美術館に重大な損失を与える行為。
- ⑥その他、横浜美術館が不適当と判断する行為。

第 17 条 参加費の返金

横浜美術館の責に帰すべき理由によりこのプログラムの継続が困難となった場合には、公示した支援対象期間にかかわらずフレンズの運営を停止し、参加者に参加費を全額返金します。返金の際に生じる手数料は横浜美術館が負担します。但し、強制退会を含む参加者の責に帰すべき理由により退会する場合には、参加費を返還いたしません。

第 18 条 個人情報の取り扱いについて

申込受付の際にお預かりする個人情報は、横浜美術館プライバシーポリシーに基づき適正に取り扱います。
(横浜美術館プライバシーポリシー：<http://yokohama.art.museum/policy/privacy.html>)

附則(施行期日) この規約は、2015 年 12 月 1 日より施行します。